

伊那中央衛生センター条例施行規則

平成5年7月1日

規則第1号

改正 平成10年4月1日 規則第2号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊那中央衛生センター条例（昭和40年条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休所日)

第2条 休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) その他組合長が休所を必要と認めた日

(使用時間)

第3条 衛生センターの使用時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。

2 組合長は、事情により前項の時間を変更して使用させることができる。

(使用許可)

第4条 条例第5条の規定により使用許可を受けようとする者は、伊那中央衛生センター使用許可申請書（様式第1号）を組合長に提出しなければならない。

2 組合長は、前項の申請を許可したときは、伊那中央衛生センター使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(使用方法)

第5条 衛生センターを使用する者は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 運搬車は、搬入専用門から入所すること。
- (2) 運搬車を場内に駐車する場合は、組合長の許可を受けなければならない。
- (3) 搬入者は、投入開始前に収集先及び投入量を記載した所定の書類を提出し、係員の確認を受けなければならない。

(投入料回数券)

第6条 条例第8条第2項の回数券は、伊那中央衛生センターで購入し、投入開始前に係員に提出しなければならない。

第2章 施設管理

(管理)

第7条 衛生センターの管理運営は、安全運転と衛生管理に留意し、危険防止及び公害の排除に努めなければならない。

(火気禁止区域)

第8条 所内の火気禁止区域は、次のとおりであり、何人もこれを厳守しなければならない。ただし、施設管理上必要な場合は所長の許可を受け、安全のための対策を講じて使用することができる。

- (1) 重油タンク付近
- (2) 油庫付近
- (3) その他組合長が必要と認める場所

(点検)

第9条 所長は、施設の安全と危害防止のために点検箇所及び日時等の点検計画を定め、点検しなければならない。

(日宿直)

第10条 所長は、管理運営上必要と認めた場合は、組合長の許可を得て日宿直を置くことができる。

(環境衛生)

第11条 所長は、常に清潔に留意し、衛生美化に努めなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成5年5月1日から適用する。

附 則 (平成10年4月1日規則第2号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

第7編 伊那中央衛生センター条例施行規則

様式第1号（第4条関係）

伊那中央衛生センター使用許可申請書
（新、継、変）

平成 年 月 日

伊那中央行政組合
組合長

殿

名称 _____
 代表者住所 _____
 氏名 _____ 印
 電話番号 _____ () _____

伊那中央衛生センターを使用したいので、伊那中央衛生センター条例第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 営業所

営業所所在地		電話	局 番
--------	--	----	--------

2 使用する車両

番号	車種	積載量	鑑札番号	色	用途	備考
			88		し・浄・兼	
			88		し・浄・兼	
			88		し・浄・兼	
			88		し・浄・兼	

※ し：し尿専用、浄：浄化槽専用、兼：兼用の別に○印をすること。

※ 新規申請する車両は、備考欄に新と記入すること。

3 職員名簿

(1) 事務関係職員

氏名	年齢	住所	役職名	担当業務

(2) 収集運搬職員

車番号	氏名	年齢	住所	職名 担当業務
号車				運・助 し・浄・兼
号車				運・助 し・浄・兼
号車				運・助 し・浄・兼
号車				運・助 し・浄・兼

※ 運：運転手、助：助手かに○印をし、その他のときは空所へ記入すること。

※ し：し尿専門、浄：浄化槽専門、兼：兼務の別に○印をすること。

4 使用投入計画

区分		箇所数	年間収集計画量
し尿	一般家庭	定額	世帯 kl
		従量	世帯 kl
	事業所等	従量	箇所 kl
浄化槽汚泥		基	kl
計			kl

5 添付書類

- (1) 法人の場合は定款及び登記簿の謄本
- (2) し尿浄化槽汚泥、合併浄化槽汚泥の投入に関しては市町村の当該許可証の写（継続の場合、変更がなければ(1)については添付不用）

様式第2号（第4条関係）

伊那中央行政組合
指 令 第 号

伊那中央衛生センター使用許可証

住 所

名 称

代表者

平成 年 月 日付けで申請のあった伊那中央衛生センター使用許可申請については、伊那中央衛生センター条例第5条により、次の条件を付して許可する。

平成 年 月 日

伊那中央行政組合
組合長

記

第1 許可期限 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

第2 許可内容 1 申請書内容のとおり
2 し尿及びし尿浄化槽汚泥並びに合併浄化槽汚泥の投入

第3 条 件 別記のとおり

条 件

- 1 許可を得ないで申請許可内容を変更しないこと。
- 2 伊那中央行政組合管内以外のし尿等を搬入しないこと。
- 3 管内市町村から許可された区域以外のし尿浄化槽及び合併浄化槽汚泥を搬入しないこと。
- 4 雑排水汚泥、産業廃棄物等許可内容以外のものを投入しないこと。
- 5 許可権利を他人に譲渡又は転貸しないこと。
- 6 伊那中央衛生センター条例及び伊那中央衛生センター条例施行規則を遵守すること。
- 7 その他組合長が指示した事項